実効線量区分	対象期間の緊急作業従事者数	平成　年　月　日以降の累積の緊急作業従事者数
5mSv以下	人	人
5mSvを超え 20mSv以下	人	人
20mSvを超え 50mSv以下	人	人
50mSvを超え100mSv以下	人	人
100mSvを超え150mSv以下	人	人
150mSvを超え200mSv以下	人	人
200mSvを超え250mSv以下	人	人
250mSvを超えるもの	人	人
合　計		
平均実効線量（mSv）		
最高実効線量（mSv）		

平成　年　月　日

事業者職氏名　㊞

厚生労働大臣　殿

【備考】

1　本報告は、緊急作業に従事する労働者について、1か月ごとの実効線量について行うこと。

2　「関係請負人一覧及び緊急作業従事者数の概数」の欄には、関係請負人ごとの名称及び緊急作業に従事する労働者数を記入すること。欄が不足する場合には、別添として添付すること。

3　「対象期間」の欄は、緊急作業に従事する間、1か月分を対象期間とすること（提出は、当該対象期間とする月の翌月末日まで）。

4　「平成　年　月　日以降の累積の緊急作業従事者数」の欄の日付の空白部分には、当該緊急作業を開始した日を記入すること。また、同欄には、同日から対象期間の末日までの当該緊急作業に従事した労働者の累積数を記入すること。

5　「事業者職氏名」の欄は、氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の電離放射線障害防止規則（次条において「旧電離則」という。）に定める様式による申請書等は、この省令による改正後の電離放射線障害防止規則（以下「新電離則」という。）に定める相当様式による申請書等とみなす。

第三条　この省令の施行の際現に存する旧電離則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（緊急作業実施状況報告に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に電離放射線障害防止規則第七条第一項に規定する緊急作業に労働者を従事させる事業者に対する新電離則第五十九条の三の規定の適用については、同条第一号中「当該緊急作業を開始した日から起算して十五日を経過する日」とあるのは「平成二十八年四月十五日」と、同条第二号中「当該緊急作業に係る事故が発生した月」とあるのは「平成二十八年四月」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第六条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二十八号の四の次に次の一号を加える。

二十八の五　電離則第七条の二第三項の特例緊急作業に係る業務

第百条中「様式第六号」の下に「、様式第六号の二」を、「電離則様式第二号」の下に「及び様式第二号の二」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第七条　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条中「」及び」を「」並びに」に、「（以下単に「電離放射線健康診断個人票」を「及び緊急時電離放射線健康診断個人票（第九十八条第一項において「電離放射線健康診断個人票等」に改める。

第九十八条第一項中「電離放射線健康診断個人票」を「電離放射線健康診断個人票等」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項中「電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）様式第一号」を「電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）様式第一号の二若しくは様式第一号の三」に、同条第七項及び第八項中「電離放射線障害防止規則様式第一号」を「電離放射線障害防止規則様式第一号の二若しくは様式第一号の三」に改める。

第四十一条第三項の表第四十八条の項の次に次のように加える。

第五十二条の二十一	労働者	労働者（派遣中の労働者を含む。）

第四十三条第三項中「電離放射線障害防止規則第六十二条中「事業者」を「電離放射線障害防止規則第五十六条の二第一項、第五十七条の二第二項、第五十七条の三第二項及び第五十九条中「離職する際」とあるのは「離職する際（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者については、当該派遣中の労働者に係る同法第二条第一号に規定する労働者派遣の役務の提供を終了する際）」と、同令第六十二条中「事業者（除染則第二条第一項の事業者を除く。）」に、「含む。）及び」を「含み、除染則第二条第一項の事業者（同法第四十五条第三項の規定により派遣中の労働者を使用する事業者とみなされる者を含む。）を除く。）及び」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第九条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表一電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の項及び別表第二電離放射線障害防止規則の項中「電離放射線健康診断個人票」の下に「及び緊急時電離放射線健康診断個人票」を加える。